

さいたまスイーツウェブサイト管理運営業務委託仕様書

I. 業務委託名

さいたまスイーツウェブサイト管理運営業務

II. 目的

さいたまスイーツの魅力、店舗情報及びイベント情報等を広く市内外に発信する、さいたまスイーツウェブサイトの管理運営を目的とするもの。

III. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

IV. 委託業務の内容

1. 業務の概要

本業務で委託する事項は、既存のウェブサイトの運用保守、コンテンツの管理及びサイトの管理運営全般に関することとする。

2. 委託項目

(1) ウェブサイト等の設計（デザインを含む）、改修、情報更新等

① さいたまスイーツウェブサイトの管理運営

○ URL

<https://www.saitamasweets.com/>

○ 既存のウェブサイトをベースに、デザインやコンテンツ構成等を行うこと。

なお、現在のコンテンツを引き継ぐこと（静的データ（XML形式を想定）をCD等の電子媒体により受け渡し）は可能だが、当該引継ぎに要する経費は受託者の負担とする。

○ さいたまスイーツ店舗やトピックス等の情報追加及び修正を行うこと。

なお、ページのデザイン、レイアウト及び文章等のコンテンツについては、市と協議の上決定すること。

・店舗紹介ページ及び特集（トピックス）ページにおける店舗情報及び商品情報等について、年1回程度、書面、電話または訪問等の方法により、各掲載店舗へ内容変更の有無を確認し、変更があった場合には掲載ページを更新すること（修正ページ50件または修正箇所100件程度を想定）。

※参考：掲載（公開中）店舗数は約140件（令和8年1月16日時点）

・新規に店舗の掲載希望があった場合は、新規にページを作成すること（3件以上を想定）。

・市がさいたまスイーツに関連するイベントを開催する際は、イベント紹介ページ等を追加すること。また、特集ページについて、新規ページを作成すること（3件程度を想定）。

- ・トップページには新着情報（イベント紹介ページ及び特集ページの新規掲載のお知らせも含む）を掲載し、随時更新すること（5件以上を想定）。
- コンテンツの作成にあたっては、CMS（Contents Management System）による作成も可とする。ただし、最新のバージョンを使用して作成すること。
- 各月のアクセス数等（日別アクセス数、月間アクセス数、ホームページへの流入経路等）について、四半期ごとに速やかに報告すること。
- その他改修については、別途協議の上実施すること。

② さいたまスイーツ SNS の管理運営

- URL
 - ・X（旧ツイッター）：<https://x.com/saitamasweets>
 - ・インスタグラム：<https://www.instagram.com/saitamasweets/>
 - ・フェイスブック：<https://www.facebook.com/saitamasweets>
- 情報発信
 - ・さいたまスイーツウェブサイト掲載店舗等について、SNS（X、インスタグラム及びフェイスブック）で情報発信を行うこと。情報発信の目安は、概ね週1回（Xについては年間130件程度、インスタグラムについては年間50件程度でフェイスブックに連携し同時投稿）とする。ただし、同じ記事のリポスト、シェア及びストーリーズ追加は何度行っても1件とみなすものとする。
 - ・イベント開催時、その他「さいたまスイーツ」に関する情報について、随時SNSで発信すること。
 - ・SNSでの情報発信の内容及び時期については、事前に市と協議の上、決定すること。
- アカウントのフォロー
 - ・さいたまスイーツウェブサイト掲載店舗等の公式SNSアカウントをフォローすること。フォローするアカウントは、事前に市と協議の上決定すること。
- フォロワー数等の報告
 - ・各月末時点の各SNSのフォロワー数及びエンゲージメント数等について、四半期ごとに速やかに報告すること。
- その他
 - ・両者の協議により必要と認められる修正、追加、削除などについては、その都度対応すること。

③ ウェブサイトの前提条件

基本的な前提条件は以下のとおりとする。

- 本サイトで使用する言語は、原則として日本語とする。また、マニュアル等に関しては、専門用語や外来語の使用を可能な限り避け、分かりやすい日常語により作成すること。
- ユーザビリティ、またはアクセシビリティに十分配慮すること。また、改修に

あたっては、以下の事項のほか、本市公式ホームページのアクセシビリティの基準にも準拠すること。

- 情報を検索しやすいように画面構成を工夫すること。
- PDF等、情報閲覧に特別な表示ソフトウェアが必要な場合は、必要なソフトの入手方法を明示すると共に、利用支援を行い、必要なソフトのファイルサイズについてもできるだけ表示する（＊＊kb等）こと。
- 24時間365日の稼動を可能とするシステムであること。
障害が発生した場合は速やかに対応し、障害を最小限とするよう努めること。
なお、システム保守のための最小限の稼動停止は妨げないこととするが、その際に受託者は前もって市に連絡するとともに、サイト上においてその旨の告知を行うこと。
- アクセスログ解析の機能をつけること。
- サーチエンジン最適化（SEO）対策として、代表的な検索サイトにおいて、できるだけ上位にランクされるように努めること。
- スマートフォン・タブレット対応とすること。
- さいたまスイーツ関連動画を今後配信する場合に対応できるシステムにすること。
- 契約期間終了後に、適切に引き継ぎが行えるようにサイトマップ及びhtml等のファイル構成を整理し、一覧化しておくこと。

④ 利用者の操作性

- ア 利用者のパソコンのウェブブラウザ上から、本システムの各機能が利用できること。
- イ 利用するブラウザは、以下のソフト及び同等のソフトで動作するものとする。なお、動作の確認については、受託者側でテストを行ったのち、市担当者によるチェックも実施するものとする。
 - Microsoft Edge、Chrome31.0.1650.63以上
 - Firefox 26.0以上、Safari6.0以上
- ウ 簡単に文字（あるいは画面）の大きさを変更できる等、JIS X8341との準拠性確認を行うこと。

⑤ コンテンツ要件

トップページから各コンテンツ等への円滑な遷移を実現すること。なお、コンテンツの作成にあたっては、さいたま市サイトポリシー及びプライバシーポリシー（さいたま市公式ホームページから参照可能）に準拠したコンテンツを提供すること。

(2) ホスティングサービスについて

受託者は、本サイトの運用に当たり、以下の要件を満たしたホスティングサービスを提供するために、必要な措置を取ること。

① サーバについて（仮想サーバによる場合は、その機器類についても同様とする）

サーバは、受託者の管理下にある以下の設備を持つ施設に設置すること（レンタルサーバを利用する場合には以下の条件を満たす事業者を利用すること）。なお、当該場所の情報は、市に開示すること。

- サーバ設置場所の電源設備には、監視装置及び無停電電源装置を設置し、容量には余裕をもたせること。
- サーバ設置場所の空調設備は、24時間稼動とすること。
- サーバ設置場所の消化設備及び地震対策設備は、消防法等の法令の基準に準じた設備であること。
- サーバのデータ容量は無制限とすること。

② セキュリティ対策

- 「さいたま市情報セキュリティポリシー」に従い、安全なサイト運用のための最大限の対策を行うこと。
- ウェブ上のコンテンツに対してアクセス制限を設けられること。
- ファイアウォール等により、外部からの攻撃を防げること。
- ウィルス対策ソフトを導入し、コンピュータウィルスの感染を防止すること。
- ウィルス対策のパターンファイルが最新の状態に保たれていること。
- システムに利用するOSは、安全性やセキュリティを考慮すること。
- 本業務への参加に際し、ISMSやISO/I EC27001等の情報セキュリティに関する認証を取得していること、もしくはそれと同様の情報セキュリティについて十分な社内体制を構築していること。
- リモートアクセスサービスを実施する場合においては、IPアドレスフィルタをするなど二要素認証を導入し、アクセス者を制限する等の対策がされていること。
- セキュリティ対策費は、すべて本業務に含まれていること。

③ 拡張性等

- コンテンツの項目増加に対応できること。
- サーバの変更（移設）に対応できること。

(3) ウェブサイトの運営

① ウェブサイト障害復旧対応

受託者は、本サイトの運用中に問題が発生した場合、原因を早急に特定し、障害を除くための適切な行動をとるとともに、市に対して本業務の継続を前提とした

回避策／代替方法の提示を行うこと。また、対応の終了後速やかに、当該障害に際して受託者が対応した状況（内容）について、市に文書等で報告を行うこと。

② インターネット等によるプロモーション作業

サイトの認知度向上を図るため、受託者が持つ機能や SNS を活用したプロモーション活動を実施すること。

③ 年次報告

受託者は、サイトの運営に関する報告を書面により次のとおりに行うものとする。

- ・ 動作確認、ログ管理状況
- ・ アクセス数等
- ・ 障害発生件数、障害内容、対応結果、再発防止策
- ・ ウィルス感染監視、不正進入監視の状況及び対応状況
- ・ セキュリティパッチ、脆弱性への対応状況
- ・ 更新状況
- ・ プロモーション活動状況
- ・ その他、市への要望、改善提案等

V. 著作権等に関する取扱い

1. 本業務の履行及び作成された成果物においては、市及び受託者以外の者が有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他知的財産権を侵害することのないよう配慮するとともに、委託期間終了後における利用及び実施等が有償となる知的財産は用いないものとする。
2. この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各項に定めるところによる。
 - (1) 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、市へ無償で譲渡するものとする。
 - (2) さいたま市は、業務に必要な範囲内で、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとし、改変にあたっては、受託者に対し、改変する旨を通知するものとする。
 - (3) 受託者は、市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

VI. 委託料の支払い

委託料の支払いについては、委託期間終了後一括払いとする。

VII. 成果物・提出資料

本業務の成果品は、次のとおりとする。

1. 年次報告書：2部
2. その他改修・変更に応じて必要な成果品
3. 上記1及び2をまとめた電子ファイル：1部
4. コンテンツの静的データまたは代替となるデータを記録した電子ファイル：1枚

※電子ファイルはCD等の電子媒体で提出し、以下のアプリケーションで表示、印刷可能な物とする。

Microsoft Word, Excel, Power Point, Microsoft Edge, Adobe Reader(PDF形式)

VIII. その他

1. 本契約履行にあたり、業務に関する委託者所有の資料については、その必要性に応じて、受託者に貸与または閲覧可能とする。
2. 受託者は、業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを適宜（業務着手段階、サイト公開前等）実施するものとする。また、報告及び打ち合わせについては、本業務を管理する立場の者と担当者が参加すること。
3. 受託者において本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は再調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
4. 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡とともに、適切な処理を行なわなければならない。
5. 原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該委託作業を完全に履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を市に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。
6. 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
7. 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。